

伊丹市骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援助成金交付要綱（令和5年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業をいう。）において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この助成金は、骨髄等の提供を行った者（以下「ドナー」という。）に対し、助成金を交付することによって、ドナーの負担の軽減を図り、もって骨髄等移植の推進に寄与することを目的とする。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付の対象者となるのは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1）骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業においてドナーとなり、骨髄バンクが発行する証明書を提出した者
- （2）骨髄等の提供を行った日が令和5年4月1日以降であり、かつ、骨髄等の提供を行った日に伊丹市内に住所を有する者
- （3）助成金の交付を申請した日に兵庫県内に住所を有する者
- （4）他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者
- （5）骨髄等の採取のために行った手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための日数は対象とならない。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院等の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき20万円を限度とする。

- （1）健康診断のための通院
- （2）自己血保存のための通院
- （3）骨髄等の採取のための入院
- （4）前3号に掲げるもののほか、骨髄バンクが必要と認める通院、入院又は面談（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等提供日から1年以内に、伊丹市骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類

- (2) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
  - (4) 振込み口座のわかるもの
  - (5) 身分証明書の写し
- (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、伊丹市骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。また、審査の結果、不交付と決定したときは、その理由を付して、伊丹市骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援助成金不交付決定通知書(様式第3号)により速やかに通知するものとする。

(支給方法)

第7条 前条の規定により、伊丹市骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援助成金交付決定を受けた者は、伊丹市骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援助成金請求書(様式第5号)により、市長に助成金を請求するものとする。

2 前項による助成金の請求があったときは、市長は、申請日の属する月の翌月の末日までに当該助成金の決定を受けた者の指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、次の各号により、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 市長は、速やかにその旨を伊丹市骨髄等移植ドナー支援助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金の返還をさせるものとする。

(細則)

第9条 市は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から実施する。